

設計図書等に関する質問書兼回答書

| | |
|---------------------|--------------|
| 提出日 | 2026年 6月 17日 |
| 事業者名 (HP掲載時は非公表) | |

| | |
|------|----------------------|
| 開札日 | 令和8年6月29日 午前9時00分 |
| 入札番号 | 第1号 |
| 案件名 | 北押原コミュニティセンター空調設備賃貸借 |

| 質問内容 | 鹿沼市回答 (回答日: 令和8年6月19日) |
|---|--------------------------|
| 既存物件は貴市所有の物件という認識でよいでしょうか。 | 貴見のとおり。 |
| ・多目的運動場の天井埋込空調機の屋内機について、撤去ではなく残置するということは可能でしょうか。 | 撤去とします。 |
| ・多目的運動場のリモコンについて一括リモコンを設置する必要はありますか。 | 多目的ホール専用の一括リモコンは必要ありません。 |
| 貴市において、過去、予算削減等により契約解除となった実績はございますか？ | 予算削減等で解約となった実績はございません。 |
| 修理等により一時的に機器が使えない場合、代替品の提供義務はないという認識でよいでしょうか。 | 貴見のとおり。 |
| 建設業法等に抵触する可能性がある業務を含んでいる場合、リース会社が発注する納入業者が当該業務を担当し、あくまでリース会社は完成品の賃貸借部分に対する契約を締結するという認識でよいでしょうか。 | 貴見のとおり。 |

| | |
|---|---|
| <p>・保守点検業務要領書 2.保守点検業務の一般的な事項(2) フロン排出抑制法における管理者は貴市となり、法律上の各条項に定める管理者の義務を履行するとの認識でよいでしょうか。</p> | <p>貴見のとおり。</p> |
| <p>保守点検業務要領書 3 フロン排出抑制法に定める定期点検および簡易点検のいずれも、受注者にて対応が必要という認識でよいでしょうか。</p> | <p>貴見のとおり。</p> |
| <p>・機器設置仕様書8. 共通事項 既存物件の撤去について記載がございますが、廃棄責任もリース会社にありますでしょうか。</p> | <p>貴見のとおり。</p> |
| <p>・廃掃責任がある場合 賃貸人が産業廃棄物の収集・運搬・処分の許可を受けていない場合、許可のない先に委託すること、落札事業者であるリース会社が受託することは、委託および受託側双方が廃掃法の違反になります。既存物件の所有者が賃借人であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)」に基づき、賃借人が排出事業者として、賃貸人若しくは賃借人が認めた工事会社が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の契約締結における事務代行を受け、賃貸人が費用の立替払いをする解釈でよろしいでしょうか。 それとも、入替工事に伴って排出された廃棄物として工事を実施した者が排出事業者として適正に処分するという解釈でよろしいでしょうか。</p> | <p>リース会社の責任において、入替工事に伴って排出された廃棄物として工事を実施した者が排出事業者として適正に処分してください。</p> |
| <p>特記仕様書 3 設置期間 世界情勢や半導体不足等により、各種部材の納入遅延があった場合、工期について協議をお願いすることは可能でしょうか。 また、上記の結果、工期の変更があった場合について指名停止等ペナルティは発生しないとの認識でよいでしょうか。</p> | <p>設置工事期間内の引き渡しを原則としますが、やむを得ない事由による工期の協議は可能です。 指名停止等のペナルティは発生しません。</p> |
| <p>機器設置仕様書8. 共通事項 アスベスト検査・事前調査および処分は本工事の範囲内という認識</p> | <p>貴見のとおり。費用は見積金額に含んで下さい。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>でよいでしょうか。その場合、費用を見積に含めますでしょうか。</p> | |
| <p>・特記仕様書_8 費用の負担 保険は、保険金が毎年低減する通常の動産総合保険を付保する理解でよいでしょうか。</p> | <p>貴見のとおり。</p> |
| <p>・特記仕様書 14. その他 期間満了後無償譲渡となるため賃貸借料に固定資産税は含めないでよろしいでしょうか。</p> | <p>貴見のとおり。</p> |
| <p>・指名通知書 7. 長期継続契約の該当無とありますが、債務負担行為という認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>貴見のとおり。</p> |
| <p>本入札にあたり、リース会社は機器の設置・施工・保守等に関する業務を実施する上で、業務内容が法令等の定めるところによる有資格者でなければこれを実施できないものについては、自ら当該業務を実施できないため、当該業務に必要な資格を有する業者へ業務にあたらせることができるという認識でよいでしょうか。</p> | <p>貴見のとおり。</p> |
| <p>・契約書について 契約書は鹿沼市様所定の様式で締結するとの認識でよいでしょうか。その場合、雛形の提示をお願いいたします。</p> | <p>利用予定のひな形はありません。 貴社のひな形を基本とし、内容を協議の上作成します。</p> |
| <p>入札書に記載する金額は総額(税抜き)でよろしいでしょうか？</p> | <p>貴見のとおり。</p> |

- 1 太枠内に必要事項を記入して、契約検査課(keiyakukensa@city.kanuma.lg.jp)に提出してください。メールの場合は、送信後に契約検査課(0289-63-2278)にご連絡ください。窓口を持参することも可能です。
- 2 データで提出する際は、原則 Word 形式でご提出ください。
- 3 質問書は、入札案件ごとに作成してください。同じ内容の質問書を複数案件に提出する場合でも、案件ごとに別々に作成してください。
- 4 質問内容は、資料のタイトルやページ、項目の番号など、疑義のある項目が分かるように記載してください。欄が足りない場合は追加してください。
- 5 質問に対する回答は、質問書の受付日の翌々営業日までにHPに掲載します。ただし、営業時間外に提出された場合は、翌営業日が受付日となります。